



Washington D.C. Political and Economic Report

Masaharu Takenaka 竹中 正治
ワシントン駐在員事務所 所長
(202)463-0477, mtakenaka@us.mufg.jp
ワシントン情報 (2006 / No.033)
2006年5月22日

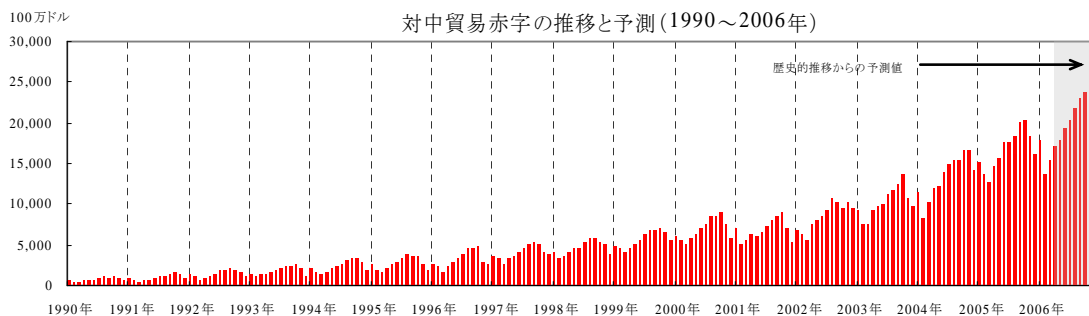
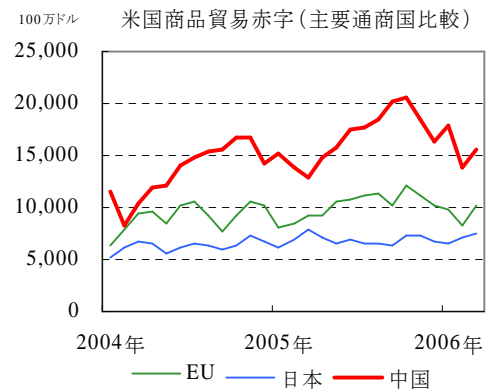
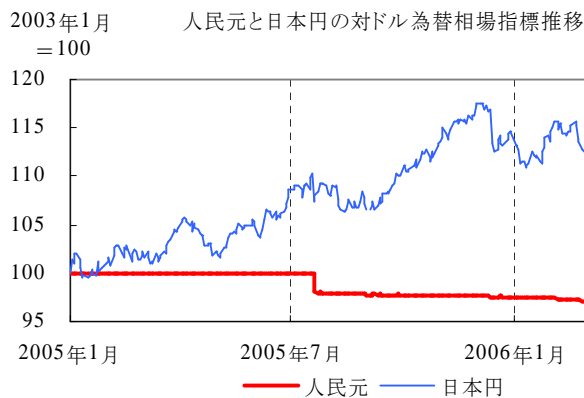
財務省の対中国姿勢に苛立つ連邦議会

Snow 財務長官は今月 17 および 18 日、下院金融サービス委員会と上院銀行委員会で証言。議員達からは、財務省が半期為替制度報告で中国を「為替操作国」に指定することを再度回避したことへの批判が続出した。

【米国の対中貿易と人民元の推移】

今月 19 日現在のドル／人民元相場は、管理フロート制移行前の 2005 年 7 月 21 日 (NY 正午取引値) からの切上げ率で 3.2%、移行翌日の 22 日からはわずか 1.2% の上昇に止まっている。一方、米国の対中国貿易赤字は昨年 10 月以降減少を見せているが、過去のパターンから判断して、季節的変動の結果と思われる。実際、今年 3 月の月間商品貿易赤字は、前月比 12.5% 増の 156 億ドルに増加した。

図表 1：米国貿易赤字と人民元相場の趨勢



出典：商務省経済分析局および FRB 統計に基づき当駐在作成



【財務省為替制度報告】

既に報道されている通り、今月 10 日の財務省「半期為替制度報告¹」では、中国為替政策の評価について、柔軟化の進展がほとんど見られないと指摘する一方、同国の為替操作国指定を再度回避した。報告書の用いる具体的な表現は以下の通りである。

「今報告は中国の国際経済・為替政策に特別の懸念を表明し、人民元の柔軟化にはほとんど進展が見られないと言う結論に達した。しかしながら、財務省は証拠が示す範囲において、中国が 2005 年後半を通じて国際収支調整の妨害ないし不正な国際貿易競争力を得る目的で（すなわち意図的に）外国為替制度を操作したと最終決定することができなかった。」

中国当局の管理フロート制導入に一定の評価を与えた前回報告に比べると幾分強い表現が用いられているが、財務省は以下の理由を挙げて為替操作国指定の回避を説明している。

1. 人民元の為替レートは中国の通商相手国通貨に対して「大幅に」上昇した。米国ドルに対しては 2005 年後半を通じて 2.6% であるが、通商相手諸国全体の諸通貨に対しては 2005 年後半で 4.9%、2005 年通年では 9% 以上上昇している。（しかしこれは 2005 年にドル相場の全般的な上昇の結果に過ぎない。筆者注）
2. 中国は変動相場制度移行のための市場インフラ整備を進めている。同国は銀行間の外国通貨取引を導入し、銀行に外貨取引の仲買業者になることを承認。人民元の通貨先物取引についてシカゴ商品取引所と合意した。
3. 胡錦濤国家主席や温家宝国務院総理を始めとする国家指導者は、柔軟な為替制度に移行する意向を繰り返し表明している。
4. 中国の指導者は、経常収支黒字を削減する国内経済改革に着手している。同国の 5 カ年計画は国内需要を振興する地域開発や消費促進などの経済政策に重点を置いている。周小川中国人民銀行総裁は今年 3 月 20 日、経常収支黒字削減のための 5 項目計画を発表。胡錦濤主席は Bush 大統領との会見で、経済成長の原動力をより国内需要に求める方針を表明。

Snow 財務長官は為替制度報告発表に添えた声明演説で、中国の為替政策を一段と厳しい調子で批判した。財務長官は、「はっきりさせておきたいが、中国為替制度改革のがっかりするほど遅いペースに我々は非常に不満だ」と述べ、中国が為替制度柔軟化の策を即座に取ることは「非常に緊急な」重要事であると発言。同時に、中国の為替政策問題は国際経済全体の問題であると指摘し、中国に為替制度改革を迫る国際政治のリーダーシップを IMF に求めている。

【Snow 財務長官の下院公聴会証言】

下院金融サービス委員会は今月 17 日、上院銀行委員会は 18 日、財務省半期報告に関する公聴会を開催。Snow 財務長官が両公聴会で証言した。17 日下院公聴会の財務長官証言は、中国問題から WTO 多国間貿易交渉、IMF 改革、マネーロンダリング、国際開発援助など、多岐の項

¹ “Report to Congress on International Economic and Exchange Rate Policies, May 2006” 原文は以下で入手可：
http://www.treas.gov/offices/international-affairs/economic-exchange-rates/pdf/international_econ_exchange_rate.pdf
Washington D.C. Representative Office



目に渡る内容。財務長官に対する下院議員の質問も、中国問題に加えて、双子の赤字問題、イランに対する世銀貸出、キューバやハイチに対する対外政策などと広範に渡った。

Snow 財務長官は下院公聴会で、米国の経常収支問題は米国一国だけでは解決できない世界的な問題である点を強調。「米国経常赤字に対する関心は非常に高まっているが、我々の不均衡問題は、必要以上に高い貯蓄率や輸出依存体質など通商相手国の不均衡問題の反映でもある」と述べ、中国、日本、および欧州など通商相手国が抱える経済問題を指摘した。中国については「世界的不均衡に対処する上で特別に重要な役割を担っている」と述べ、今後も中国に為替制度の柔軟化、国内需要の振興、金融部門の近代化を積極的に求めて行く方針を表明。日本や欧州などの先進国経済については、経済回復の基調にあるものの将来の成長見通しは依然として控え目であり、国内需要を高める経済改革が必要であると指摘した。財務長官はまた、米国の経常収支問題は混乱を招くことなく解決に向かうとの見通しを示し、米国ができることは今後も経済成長を続けながら財政赤字の削減に努めることであると述べた。

【上院銀行委員会で両党上院議員から財務省批判が殺到】

財務省を批判する議員の発言は、下院公聴会における財務長官証言の後、翌日の上院公聴会で一層強まった。財務省の中国に対する為替操作国指定回避には与野党上院議員から批判が殺到。Richard Shelby 上院銀行委員長（共アバマ）は、財務省が動かなければ議会独自で中国に対して行動を取る可能性があるとして警告。「Bush 政権は世界中の誰にも明らかなことに見て見ぬ振りをしている。『中国は為替を操作していない』と言うことは、全ての証拠、全ての論理、全ての常識に反することだ」と発言した。Paul Sarbanes 上院議員（民メリランド）は、前 Bush 政権財務省が 1992 年に中国を為替操作国に指定した事実について述べ、中国の対米経常黒字は当時の GDP 比 3.5%から現在では GDP 比 9.1%にまで増加していると指摘。同国の対米経常黒字は 1992 年と比べてはるかに大きいのに財務省は為替操作を認めようとしないと批判した。Chuck Schumer 上院議員（民ニューヨーク）は、為替操作国指定回避に関する財務省の説明を「非常に技術的で杓子定規な言い逃れ」と呼んで厳しく非難した。

こうした批判に対し、Snow 財務長官は「為替操作国に指定しても、その後に行うことは中国政府に是正を求める交渉である。ところが米国政府は既に中国との交渉を繰り返している。操作国指定は中国政府の姿勢を硬化させるだけで、有効ではない」という趣旨の反論を展開。中国に対しては「静かな外交（quiet diplomacy）」を続けることが最善の策であると述べ、財務省の立場を弁護した。

【米国財務省の無力】

議会の対中圧力行使手段として現在最も有力視されているのは、上院財政委員会の与野党指導者である Charles Grassley 委員長（共アイオワ）と Max Baucus 上院議員（民モンタ）の外国通貨政策法案（S.2467）である。Snow 財務長官自身が 18 日の公聴会で同法案に言及し、同案は対中外交政策の新らたな岐路を開く可能性があるとして発言。財務省はかねてから「為替操作国（currency manipulator）」という言葉が持つ敵対的印象に懸念を表明してきたが、Grassley・Baucus 両議員の外国通貨政策法案はこれを「基本的な不均衡がある通貨（fundamentally misaligned currency）」を有する国」という表現に置き換えるものである。



Snow 財務長官は上院公聴会で、仮に「為替操作国」という指定名称が変更されないとしても、次回為替報告は人民元為替レートの変動に進展が見られなければ中国を為替操作国に指定する可能性があると言った。ただし、その場合でも米国政府に当面出来ることが中国政府に対する是正要求の交渉であることは、財務長官自身が述べている通りである。

(担当：前田武史)

(e-mail address : tmaeda@us.mufg.jp)

以下の当行ホームページで過去 20 件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.mufg.jp/portal/site/menuitem.a896743d8f3a013a2afaace493ca16a0/>

本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在所長、あるいは担当者にご連絡ください。